

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（概要）

1. 親子関係再構築支援の定義

※ 親子再統合支援＝親子関係再構築支援

令和5年12月26日付け子ども家庭庁支援局長通知

- 「子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていけるよう、虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むこと」を指す。
- 親子関係再構築支援にあたっては、子どもの権利に根差して、子どもの健やかな育ちのため、パーマネンシー保障を目指す中で、子どもの最善の利益の実現を目的として実施する必要がある。
- 里親・ファミリーホーム・施設で生活する子どもと親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とするものではなく、在宅で生活する親子も対象とした、家族の状況や課題等に応じた多様な形での関係修復や再構築のための支援を指す。親子の交流がない場合等も含め、子どもの生い立ちの整理やきょうだい等の家族・親族等との関係性構築、永続的なつながりや養育環境の構築のための支援も含む。

2. 親子関係再構築支援の意義

- 子どもは親子関係再構築の主体であり、親子関係再構築支援は子どもの意見・意向を丁寧に確認しながら進めていくことが必要。
- その意義は、子どもと親がその相互の肯定的なつながりを主体的に築いていくことを通して、子どもが愛され、大切にされているということを実感しながら、親と子互いの存在や価値を肯定して生きていけるようになること。
- 親子関係再構築支援は子どもの将来に大きく影響を及ぼす大切な支援であり、子どもと親の双方、そして家族・親族や地域等を含めて総合的にサポートすることが求められる。

3. 親子関係再構築支援の原則

① <u>子どもの援助指針等</u> （※）における親子関係再構築 ※自立支援計画・サポートプラン等を含む。	援助指針等の作成に当たっては、「親子の関係性を再構築する」という視点を持ち、 <u>子どもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、具体的に必要な支援内容を検討することが重要</u> 。
② <u>当事者である「子ども」と「親」と一緒に考える</u>	主体は「子ども」と「親」。子どもと親が現状をどのように捉え、どのようにしていきたいかを <u>確認し、そのために何が必要なのかを一緒に考えるプロセスが重要</u> 。特に子ども本来の意見・意向の把握に努め、それを尊重した支援となるよう十分留意。
③ <u>子どもを支える人・機関と連携した援助指針等の策定</u>	祖父母やきょうだい、友人、地域とのつながりなど含めた総合的な支援を行うため、 <u>子どもと親を中心におき、家族・親族や地域等の人・機関とも目標と課題を共有し、各々の関係性や役割分担等を十分に確認</u> 。
④ <u>親子関係再構築支援＝保護者支援プログラムの活用、ではない</u>	親子関係再構築支援は、 <u>子どもの最善の利益の実現を目的として、子どもの援助指針の一環として、子ども、親、家族、親族、地域等に対して行う総合的な支援</u> 。保護者支援プログラムは支援メニューの選択肢の1つ。

4. 親子関係再構築支援のために整備が必要な体制・仕組み

<重層的・複合的・継続的な支援が行える体制構築>～子どもや親の課題等に応じ、多様な支援メニューと必要に応じ長期的なサポートを～

- 都道府県等が推進役となり、児童相談所による支援のほか、市区町村や関係機関（施設や里親等、児童家庭支援センター、医師や外部の専門家、民間団体等）、自治体内の他部署等を含めた総合的な支援体制を構築する必要。

<親子関係再構築の視点を含めたアセスメント・援助指針等の策定>

- 親子関係再構築の視点から子どもと保護者・家族の抱えるリスクやニーズ、ストレングスをアセスメントし、必要な支援方針・方法をより具体的に検討・記載していくことが重要。

親子関係再構築のための支援体制強化に関するガイドライン（概要）

5. 児童相談所における親子関係再構築支援の体制強化

<親子関係再構築支援を実施するための児童相談所の組織づくり>

- 親子関係再構築支援はこどもの援助指針の一環であり、当然実施を検討すべき支援であることを前提とした組織づくり（専任職員の配置、専門チームの設置、SVによるサポート体制をつくる等、各段階において切れ目のない支援を行えるような組織づくり）が必要。

<児童相談所でのノウハウ共有のための研修体系の構築>

- 児童相談所内でノウハウを共有し、組織として蓄積していくための工夫（オンライン研修等の積極的な活用や、講師を招聘した研修実施等）が必要。

<多様な主体との「協働」による親子関係再構築支援の実践>

- 市区町村、民間団体、施設・里親等の多様な主体との連携・協働を意識し、援助方針の検討・共有等を行っていくなど、連携・協働のための取組を児童相談所が率先して実践する必要。

<児童相談所が行う親子関係再構築支援メニューの充実>

- こどもと親の課題やニーズを踏まえて、アセスメント方法の開発や支援メニューづくりを行い、実践している児童相談所もある。

6. 民間との協働による親子関係再構築支援の充実

- **民間団体との協働による支援体制のメリット**：児童相談所に対して拒否感や抵抗感を抱いている親への対応、アセスメントや支援における第三者視点による新たな気づき、民間団体の専門性を生かした支援、児童相談所としてのノウハウ蓄積や職員のスキルアップ
⇒ 支援の選択肢を増やし、多様な立場からサポートできる体制づくりにつなげる。
- **留意点**：事前のアセスメントを丁寧に行ったうえで必要なプログラムにつなぐ、カンファレンスは合同で実施する、事後の親・こどもの変化等を適切に評価したうえでその後の対応をとるなど、民間団体に任せきりにせず協働による支援を意識 等

7. 市区町村における支援体制の強化と児童相談所との連携・協働による支援の充実

- 多くの資源等の調整役である市区町村が担う役割は大。切れ目のない支援に向け、児童相談所から親子のニーズ等について市区町村に適切に情報提供し、サポートプラン策定に反映。プッシュ型（利用勧奨・措置）での支援提供も含め、市区町村とともに支援方針を検討。
- 都道府県等は、社会的養育推進計画で親子関係再構築支援の重要性を関係機関に向けて広く啓発する等具体的な取組を記載するとともに、都道府県として親子関係再構築支援の方針を市区町村と共有し、市区町の体制強化に向けた支援方策を講じる等の主導的役割を發揮。

8. 里親・ファミリーホーム・施設等との協働による支援

- こどもの状況や親の面会等に関する状況等について里親・ファミリーホーム・施設からもしっかりと情報収集等を行い、援助指針の策定を含めて、里親・ファミリーホーム・施設と協働しながら支援を実施する仕組みづくりが重要。
- こどもと家族の意向や状況を踏まえ、家庭復帰に向けた支援を最大限に行ってもそれが困難な場合は、親族・知人による養育や特別養子縁組等も検討。その際、それぞれのこどもにとってのパーマネンシー、つながりを十分考慮。養子縁組に必要な手続の確認や養子縁組あっせん事業者、里親支援機関との連携等の体制づくりに努める。

親子関係再統合支援事業は、こうした親子関係再構築支援の全体像・プロセスを踏まえ、その支援体制強化に当たって活用